

(仮称) 小金井市新福祉会館建設に関する庁内検討委員会 (第14回)

次 第

日 時：平成30年2月19日 (月)

午前10時から

場 所：西庁舎 第五会議室

(委員長挨拶)

1 連絡・報告事項

2 議事

(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画 (案) の検討について

3 その他

地域共生社会を実現するための拠点

(1) 保健福祉の総合的支援の充実

【基本施策】

【機能】

ア 保健衛生

保健センター

イ 子育て・子育て支援

①子ども家庭支援センター

②ファミリー・サポート・センター

ウ 障がい者の社会参加支援

福祉共同作業所

エ 高齢者の就労・社会参加支援、生きがいづくり

シルバー人材センター

悠友クラブ連合会(老人クラブ)

(2) 参加と協働による多様な交流や活動の推進

【基本施策】

【機能】

ア 地域福祉の担い手づくり

①ボランティア・市民活動センター

災害ボランティアセンター(災害発生時)

②(仮称)市民協働支援センター

イ 多様な市民の交流・生きがいづくり

多目的室・マルチスペース・家事実習室

(3) 地域福祉活動の推進

【基本施策】

【機能】

ア 総合相談、啓発、情報発信

福祉総合相談窓口

イ 福祉サービスの利用促進

①自立相談サポートセンター

②権利擁護センター

③障害者就労支援センター

④福祉オンブズマン

ウ 災害時ボランティア拠点

災害ボランティアセンター

(4) 社会福祉協議会

小金井市社会福祉協議会(事務室等)

4 施設の役割と事業展開

(1) 保健福祉の総合的支援の充実

ウ 障がい者の社会参加支援

障がいのある人の社会参加と自立を促進し、福祉の増進を図るため、通所型の障害者支援施設機能を設置し、障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくりに努めます。

また、福祉共同作業所の利用者と新たな施設の来館者との交流を通じ、障がいの理解啓発を推進します。

【機能イメージ】

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)の規定に基づく障害福祉サービス事業を実施
- ・障がいの理解啓発を推進

【(1)-ウ-①】

機能名	福祉共同作業所
目的	障がいのある人の福祉の増進及び障がいの理解啓発の推進
対象等	障害者総合支援法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けている18歳以上の者
想定スペース	●事務室 ●作業室 ●倉庫 ●休憩室 ●相談室 ●専用トイレ ●更衣室（※給湯室は共有可能） （○印は共有可能スペース）
業務実績等	（H28実績） 生活介護事業在籍者数 10名 就労継続支援B型事業在籍者数 5名
現業務形態	業務委託

4 施設の役割と事業展開

(1) 保健福祉の総合的支援の充実

エ 高齢者の就労・社会参加支援、生きがいづくり

高齢者が生きがいを持ち、これまで培った技能や技術を発揮するなど、担い手側に回って活躍できる健康長寿の社会づくりを目指すため、就労や社会参加の場と機会を提供します。

【機能イメージ】

- ・ 高齢者の就労支援拠点の整備(シルバー人材センターへの支援推進)
- ・ 高齢者福祉を増進する拠点の整備・充実(老人クラブ活動の充実)

【(1)-ウ-①】

機能名	シルバー人材センター
目的	就労を望む高齢者の適性と能力に応じた就労支援や市の仕組みを活用した就労支援の促進
対象等	・会員数:約 1,100 人 ・就労を望む高齢者
想定スペース	●事務室 ●作業室 ○会議室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H28 実績) 就業実会員数:1,000 人 就業率:88.0%
現業務形態	法人運営

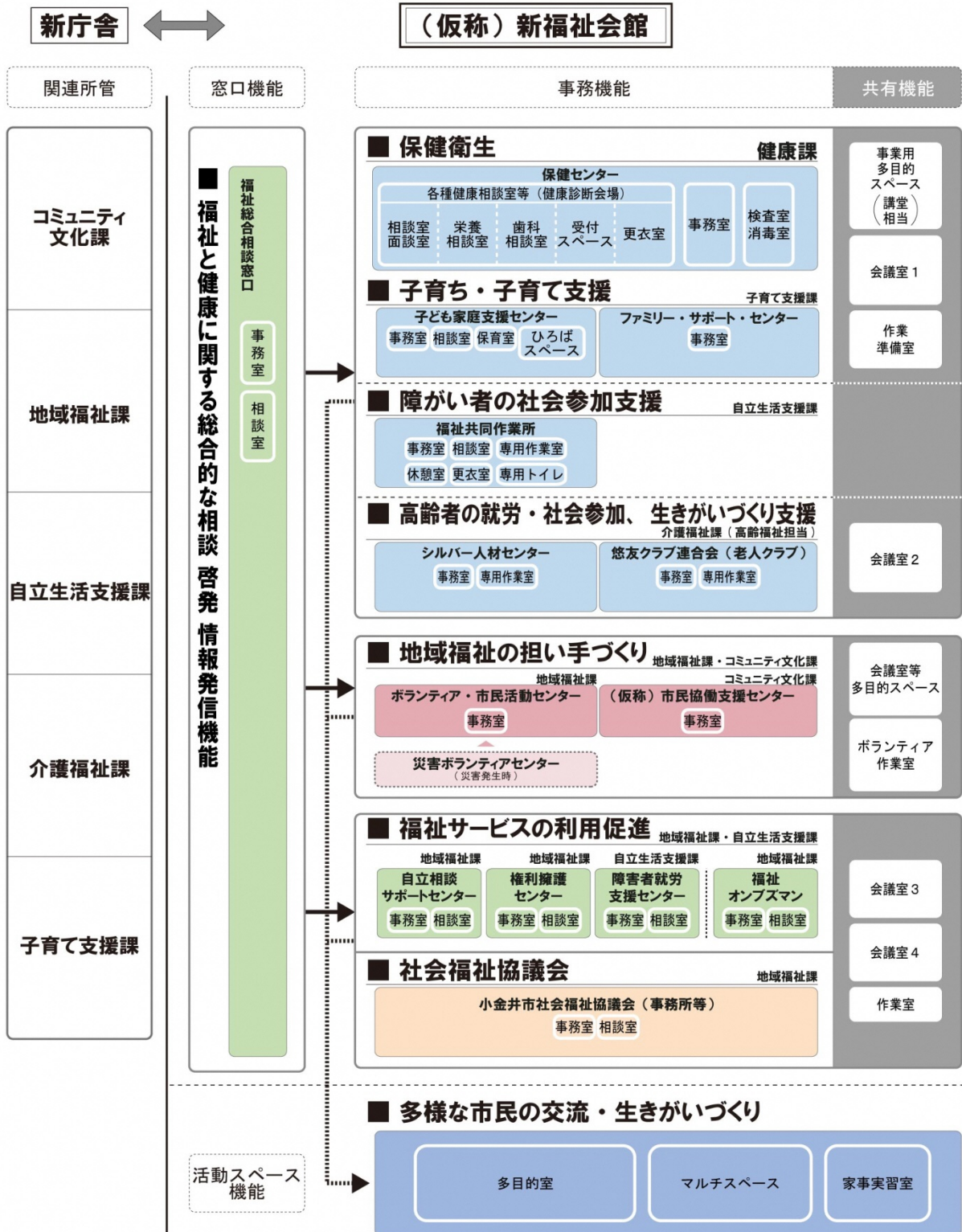
【(1)-ウ-②】

機能名	老人クラブ
目的	高齢者の生活を健全で豊かなものとし、地域コミュニティの中で活躍や交流ができる機会を増やすため、地域を基盤とする高齢者自主的組織である老人クラブの活動を充実させる。
対象等	・会員数:約 1,500 人、13 クラブ ・おおむね 60 歳以上
想定スペース	●事務室 ○会議室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H28 実績) 健康増進活動、友愛活動、社会奉仕活動等
現業務形態	会による自主運営

5 各機能における関係機関との連携について

(1) 機能全体の連携について

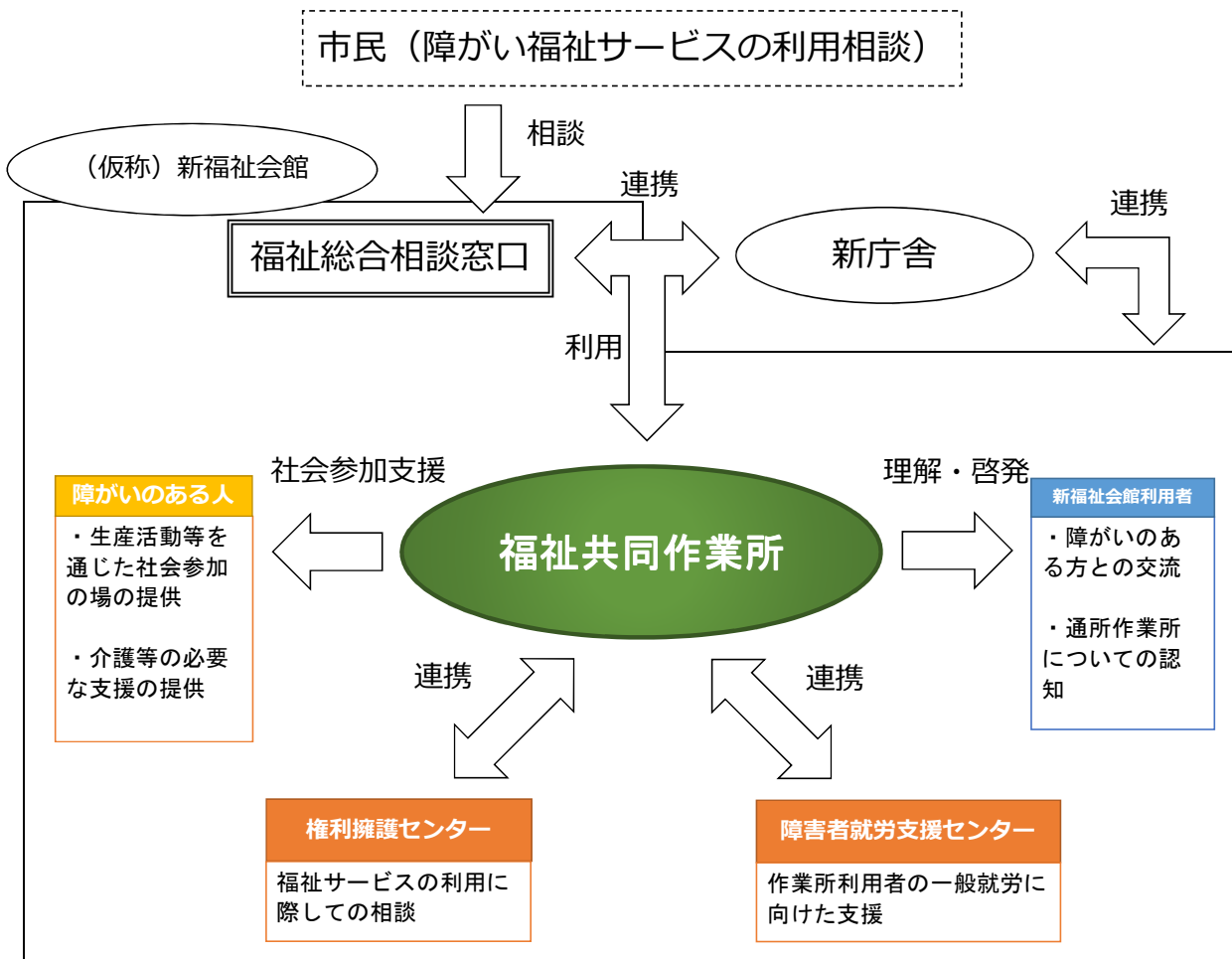
【機能連携イメージ図】



※ このイメージ図は、部屋の配置、大きさ等を定めたものではありません。

(3) 障がい者の社会参加支援

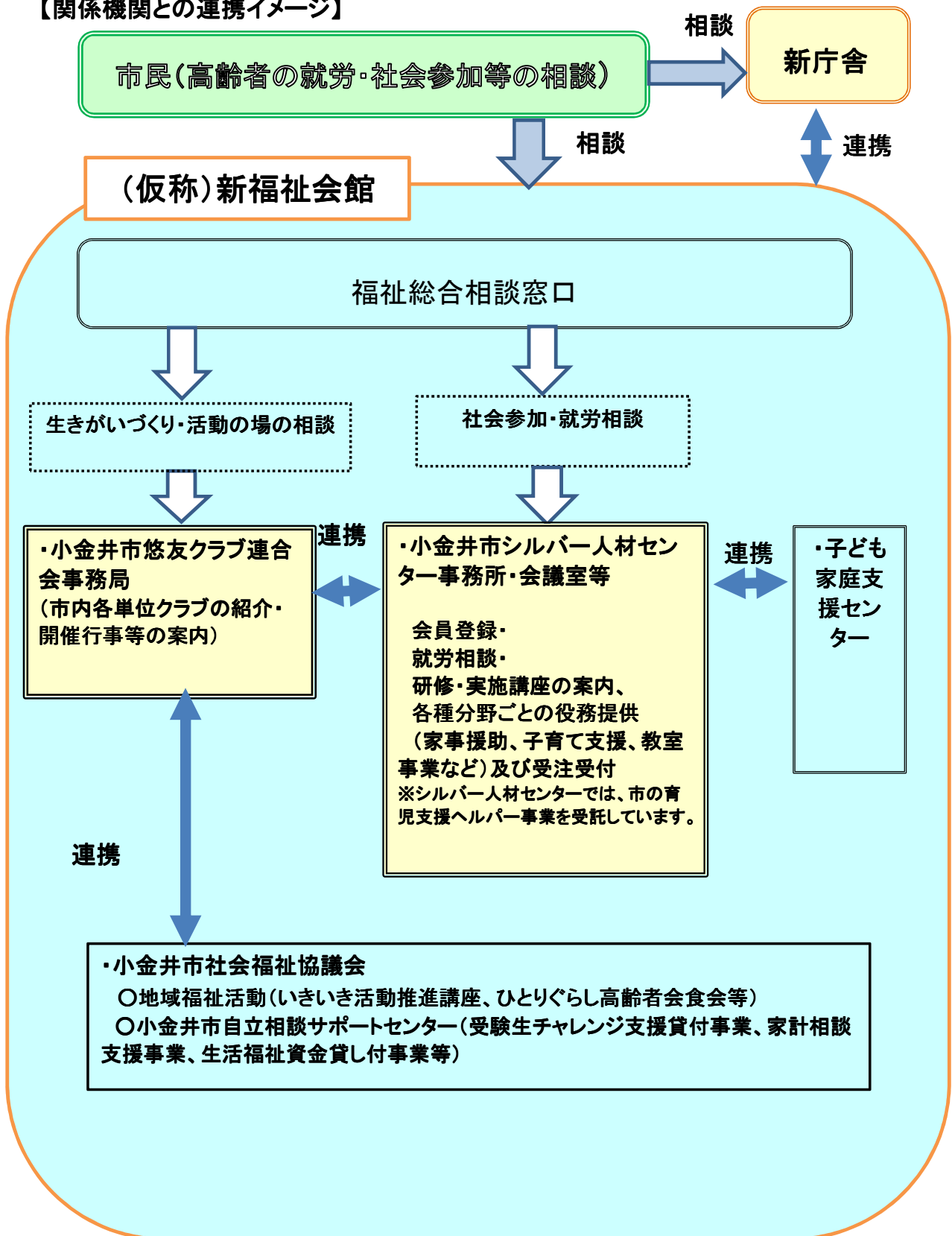
【関係機関との連携イメージ】



高齢者の就労・社会参加の支援

(4) (仮称)新福社会館内に導入予定のシルバー人材センター事務所及び悠友クラブ連合会事務局と外部機関との連携図を以下に示します。

【関係機関との連携イメージ】



(2) 建設規模

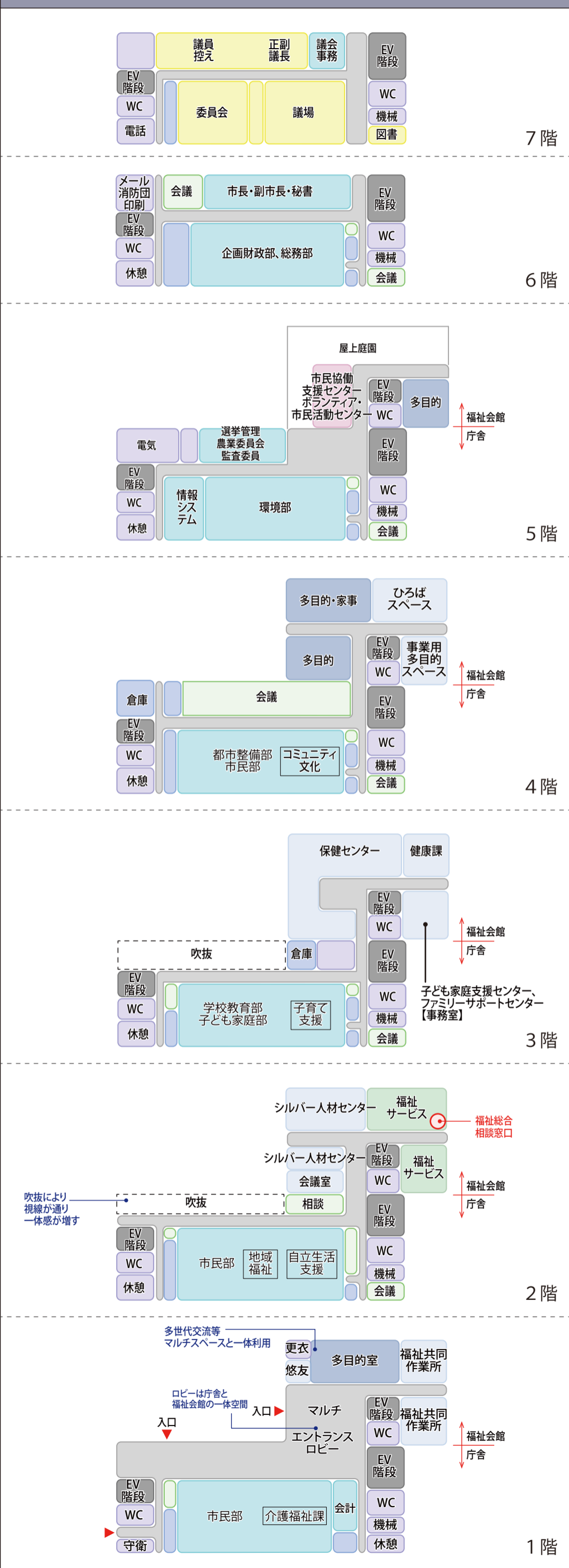
公共施設等総合管理計画を踏まえ多機能化・複合化による総量抑制を図ることを前提に、施設の規模は、延床面積4,400㎡を基本としつつ、適切な延床面積となるよう努めるものとします。また、個別機能の他に多数の市民の利用が可能な多目的室やマルチスペース、家事実習室を設置します。

【機能分類別の面積と想定スペース】

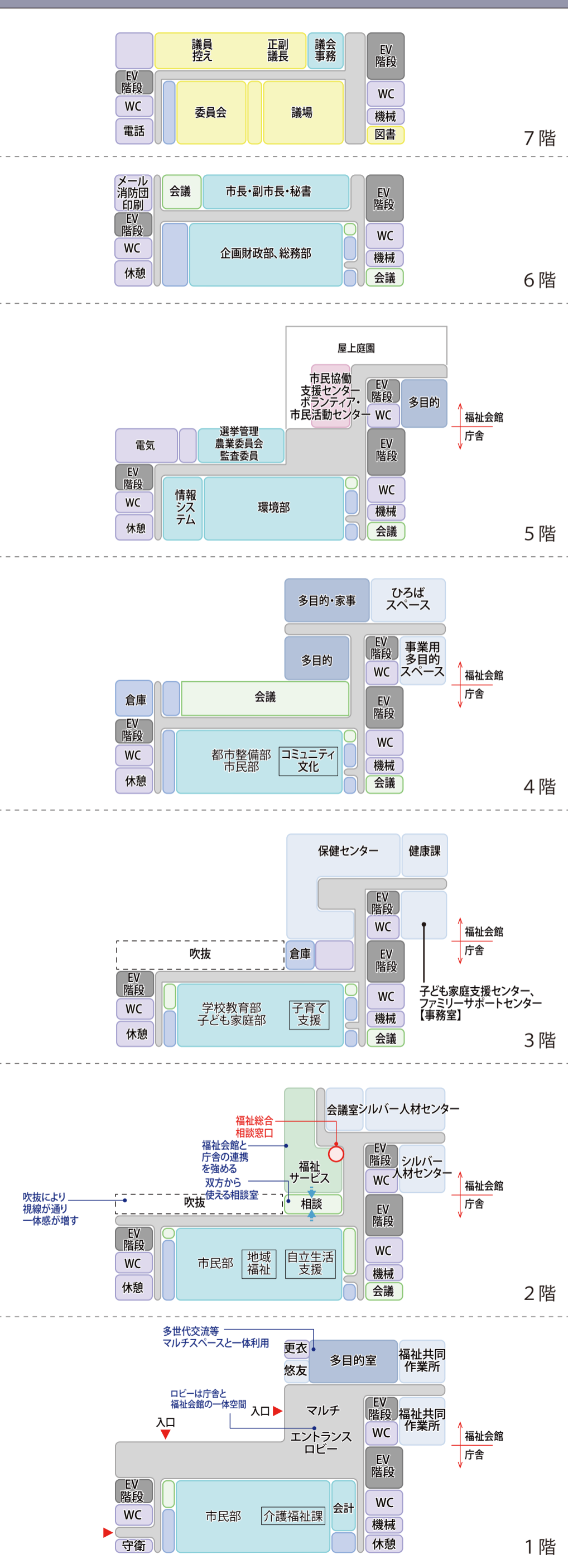
分類		主な機能(事業)	面積	想定スペース ()は共有
保健福祉の 総合的支援 の充実	保健衛生	保健センター	おおむね 1,545 ㎡	事務室、相談室、各種健康相談室等、検査室・消毒室、(会議室)、(事業実施スペース)、(作業準備室)、保育室、ひろばスペース
	子育て・子育て支援	子ども家庭支援センター ファミリー・サポート・センター		
	障がい者の社会参加支援	福祉共同作業所		
	高齢者の就労・社会参加、生きがいがづくり支援	シルバー人材センター 悠友クラブ連合会		
参加と協働 による多様な 交流や活動 の推進	地域福祉の 担い手づくり	ボランティア・市民活動センター (災害ボランティアセンター) (仮称)市民協働支援センター	おおむね 135 ㎡	事務室、(会議室等多目的スペース)、(ボランティア作業室) (多目的室、マルチスペース、家事実習室、印刷スペース等)
	多様な市民の交流 生きがいがづくり	活動スペース機能	おおむね 710 ㎡	
地域福祉活 動の推進	総合相談、啓発 情報発信	福祉総合相談窓口	おおむね 200 ㎡	事務室、相談室、(会議室)、(作業室)
	福祉サービスの 利用促進	自立相談サポートセンター 権利擁護センター 障害者就労支援センター 福祉サービス苦情調整委員		
社会福祉協議会		社会福祉協議会事務局	おおむね 35 ㎡	
その他附帯設備等(別途調整)			必要面積	倉庫、更衣室等
小 計			おおむね 2,625 ㎡	
共用部相当分			おおむね 1,780 ㎡	玄関ホール、廊下、階段、トイレ、多目的トイレ、エレベーター、エレベーターホール、電気室等各種設備室など
合 計			4,400 ㎡	

【新庁舎・新福祉会館ゾーニング案 (Cre-2)】

(1) 福祉総合相談窓口2階【プライバシー重視】、福祉共同作業所1階

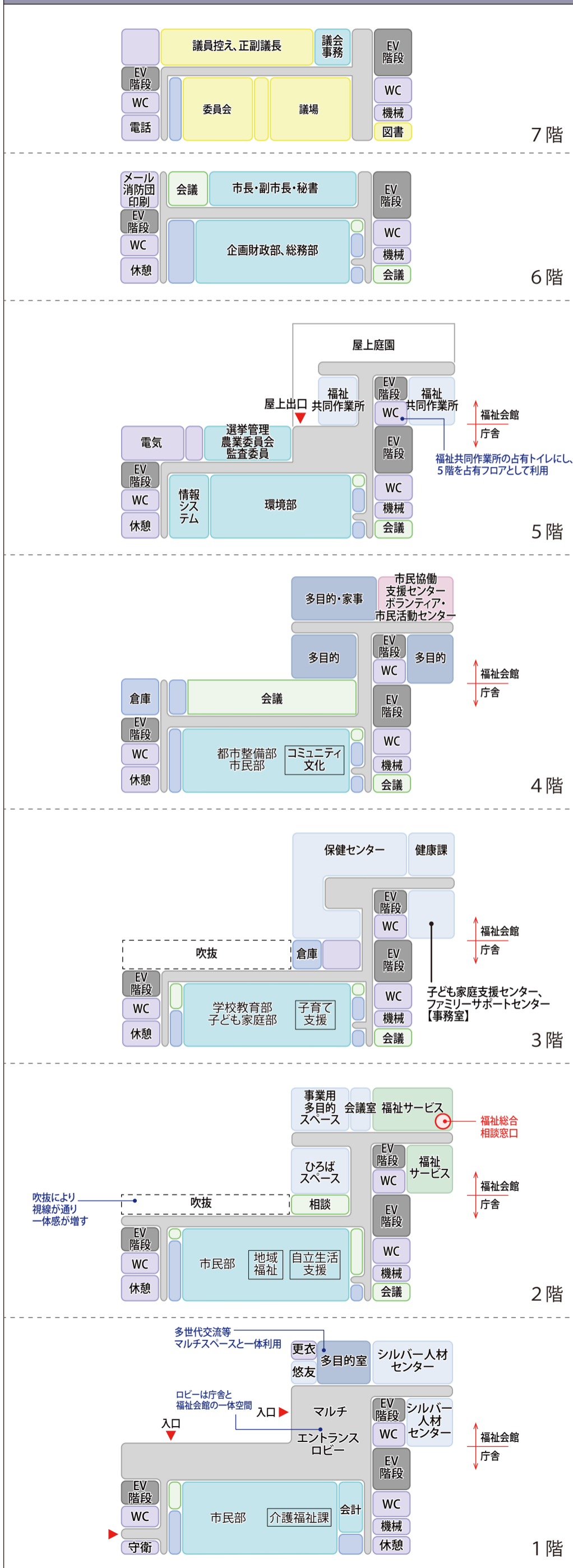


(2) 福祉総合相談窓口2階【庁舎との連携重視】、福祉共同作業所1階

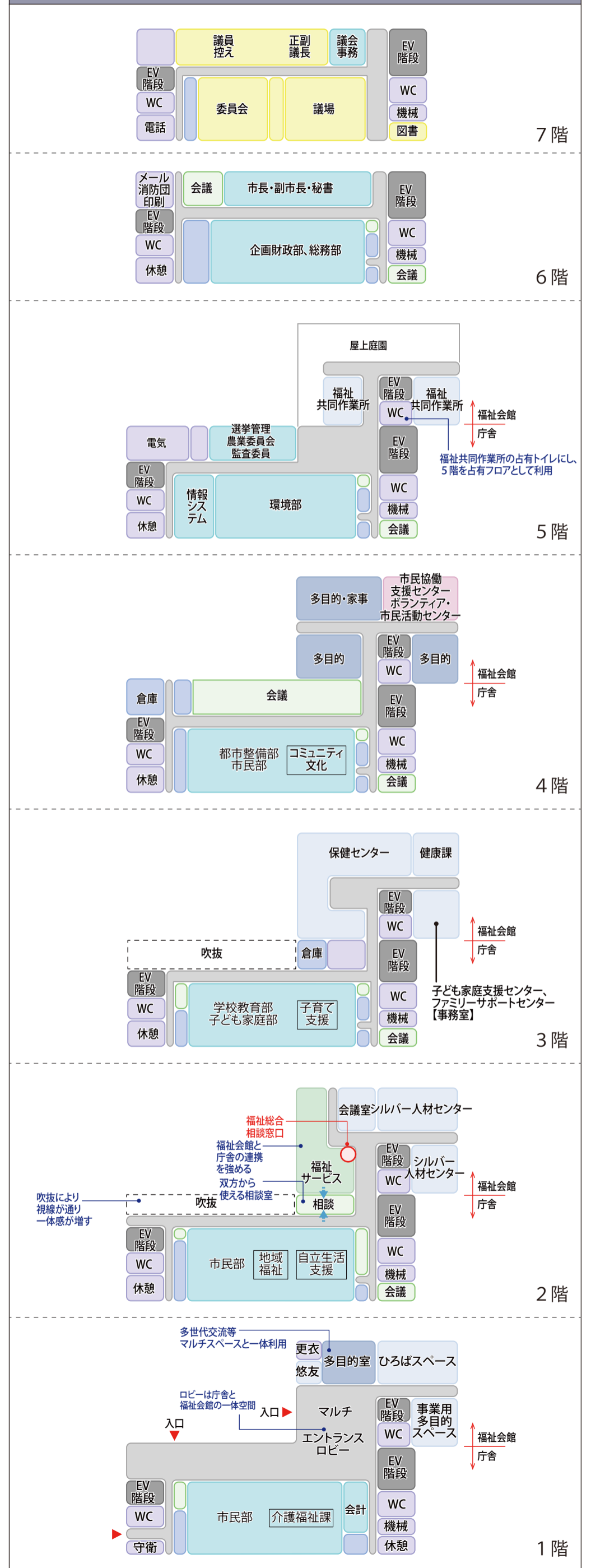


【新庁舎・新福祉会館ゾーニング案 (Cre-2)】

(3) 福祉総合相談窓口2階【プライバシー重視】、福祉共同作業所5階



(4) 福祉総合相談窓口2階【庁舎との連携重視】、福祉共同作業所5階



【新庁舎・新福祉会館ゾーニング案 (Cre-2)】

(5) 福祉総合相談窓口1階【プライバシー重視】、福祉共同作業所5階

